付　託　事　件　等　審　査　結　果　報　告

令和　８　年　９　月２４日

薩摩川内市議会
川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長　　山　元　剛

１　委員会の開催日

９月１４日

２　付託事件及び審査結果

⑴　陳情第１１号　熊本地震発生後の川内原発に関する陳情

本陳情については、まず当局から「九州電力から、１・２号機で地震発生直後に中央制御室で運転状況やモニタリングポスト等の指示値を確認し、異常がないこと、巡視点検で設備・建物に損傷・火災がないこと、４０年超運転を考慮しても安全性に影響はないこと等について説明を受けている」旨説明を受けた。委員から「運転を止めなければ点検できない箇所があるのではないか」との質疑があり、当局から「川内原子力発電所では、基準地震動を６２０ガルと想定しており、これに応じた耐震対策がとられている」旨の答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて、継続審査と採決を求める意見がそれぞれ出され、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「大きな地震があった際は、数値が停止基準を下回ったという説明だけでなく、配管、電気設備、構造物等を含め、どの範囲をどのように点検し、異常がなかったと判断したかを住民に示すことが必要である」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

⑵　陳情第１２号　原発事故時の屋内退避に関する陳情

本陳情については、まず当局から、猛暑時や複合災害時における屋内退避の考え方等について説明を受け、その後、猛暑時の屋内退避について委員間の自由討議を行った。委員からは「原発事故時は関連死を多く出す危険性が高く、屋内退避をした場合にどうなのかという問題がある」「原子力防災計画では屋内退避が必要な状況、あるいは熱中症対策が必要な猛暑時には人命を最優先するという記載がある以上、本市としては当該計画に基づいて行動するものと考えている」「原発事故に限らず一般災害でも熱中症対策は大きな社会問題となっており、それを解決していくための政策がとられている最中である」といった意見が述べられた。

その後、本陳情の取扱いについて、継続審査と採決を求める意見がそれぞれ出され、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「地震などとの複合災害により停電し、エアコンが使え

ない中、多くの住民が長時間自宅に留まれるのか検証しなければならない。屋内にいれば大丈夫という説明だけではなく、停電、断水、猛暑、住宅の気密性など、実際の生活条件を踏まえた対策が必要である」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

⑶　陳情第１３号　火山灰と原発事故時の避難計画に関する陳情

本陳情については、まず当局から「原子力災害時における川内地域の緊急時対応として、複数の避難経路の設定や実働機関の道路啓開による避難経路を確保することとしているが、毎年実施の原子力防災訓練においても道路啓開や避難先の変更、海路、空路による避難などを実施している」旨説明を受けた。委員から、訓練において、大規模な降灰があったときを想定したシナリオの検討について質疑があり、当局から「避難先がまず避難所として使えるか、避難経路ががけ崩れ等で使えるのかといったことを加味しながら、場合によっては避難先を変えることがあるため、異なる避難所に行く訓練も取り入れている」旨の答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて、継続審査と採決を求める意見がそれぞれ出され、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「原子力安全対策は国・県・市が団結して行うべきもので、本市が独自に降灰の検証をする合理性は確認できず、国・県の知見を活用し検証することで十分である」という反対討論と、「避難計画上、単に道路を通行できる、避難できると想定するだけでは十分でなく、原発事故と大規模噴火が重なる可能性が低く、低頻度であっても重大な結果をもたらす事象を考慮する必要がある」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

⑷　陳情第１４号　川内原発敷地内での使用済み核燃料の乾式貯蔵施設建設に関する陳情

本陳情については、まず当局から「九州電力から、天井等の衝撃荷重について、より厳しい評価となるよう天井等の落下姿勢に関わらず、外筒中央位置に集中荷重として落下しても貯蔵容器の安全性に影響はないと評価していること、乾式貯蔵施設は地上構造物であることから、地下水への影響はないことの報告を受けている」旨説明があった。委員から「天井落下時において一番厳しい状況とは何かということをデータとして市民に示すことが必要ではないか」との質疑があり、当局から「キャスクは輸送容器兼用で認可を受けており、ＩＡＥＡで試験条件が定められている。落下試験、耐火試験、耐水試験など、それらをクリアしたものが認証されたものである」旨の答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて、採決と継続審査を求める意見がそれぞれ出され、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「地下水や湧水が実際に存在する敷地である以上、乾式

貯蔵施設についても、地下水、排水、浮力、地震時の影響を十分確認することは当然である」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

⑸　陳情第１５号　川内原発の地震計の自動停止設定値に関する陳情

本陳情については、まず当局から「地震による原子炉自動停止の設定値については、各発電所における原子炉や設備の設計状況に加え、立地地点の地盤や地質構造、想定される地震動の特性などを踏まえた安全評価に基づき、各プラントに適した値が設定され、国の認可を得て決められているものと認識している」旨説明を受けた。委員から「経年劣化の状況については不明なところもあるため、自動停止設定値の検討を九州電力に求めるべきではないか」との質疑があり、当局から「川内原子力発電所の基準地震動は６２０ガルであり、耐震設計もされており、現在の１６０ガルも十分低い値で原子炉が自動停止する設定であると認識している」旨の答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて、継続審査と採決を求める意見がそれぞれ出され、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「現在の川内原子力発電所は、新規制基準に基づく最新の耐震安全性評価が行われており、当該発電所の安全性を考慮すれば、約４０年前の基準地震動を自動停止の根拠として算出することは、現在の安全評価体制と整合しないものと考える」という反対討論と、「川内原発の１６０ガルという設定値が、どのような技術的根拠で決められ、４０年を超えて運転する現在も適切なのか、住民に分かるように説明する必要がある」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

⑹　陳情第１６号　川内原発の地震計データに関する陳情

本陳情については、まず当局から、１９９７年の鹿児島県北西部地震以降、広報用地震計を建屋１階、岩盤上、地表面３箇所に設置し、観測データをホームページ等で公開していること等について説明を受けた。委員から、建屋各部位の詳細データの公開等に関して質疑があり、当局から「地震応答観測装置は、耐震基準等の様々なデータを得るために設置しているもので、公表を目的として設置されているものではない。広報用地震計は、原子炉の自動停止設定の地震計と同じ部分、重要な箇所に設置されており、これを公表している」旨の答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて、継続審査と採決を求める意見がそれぞれ出され、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「原発の安全について住民が判断するためには、異常がないとの結論だけではなく、当該判断の基礎となった観測記録は可能な限り公開されることが重要である」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

⑺　陳情第１７号　地震による道路の通行不能と原発事故に関する陳情

本陳情については、まず当局から「地震により道路が複数箇所で寸断され、車両通行不能となった場合において、複数の避難経路の設定のほか、道路啓開状況に応じた避難経路や避難先の変更、海路、空路による避難などを想定し、毎年実施の原子力防災訓練においても、当該想定訓練を実施している」旨説明を受けた。委員から、避難する走行車両への情報伝達に関して質疑があり、当局から「防災行政無線、車両広報、テレビ、ラジオなどは当然のこと、エリアメールなど強制的に、一斉に送信できるような伝達手法を取っていきたい」旨の答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて、継続審査と採決を求める意見がそれぞれ出され、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「道路寸断、渋滞、停電による信号停止などが同時に起こった場合に、避難計画が実際に機能するのか検証する必要がある。複数の避難経路があるとの説明だけでなく、複数経路が同時に使えない場合まで想定することが重要である」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。

⑻　陳情第１８号　震源を特定せず策定する地震動に関する陳情

本陳情については、まず当局から「震源を特定せず策定する地震動に関する工事については、現在審査中であるが、経過措置期限である２０２９年４月１９日以降、最初の定期検査終了日までに完成させることとされている。九州電力では経過措置期限に関わらず、設工認を必要としない工事から順次速やかに対応していくこと、２号機の燃料取替用水タンク及び復水タンクについては、既に１号機よりも高い耐震性を有しているため、基準地震動の見直しを踏まえても、補強工事を含めた耐震工事が不要との説明を受けている」旨説明を受けた。委員から「１号機は震源を特定せず策定する地震動に対して十分ではなく、２号機は対策を立てたがタンクだけか」との質疑があり、当局から「今回の設工認においては、タンクだけではなく移動式発電機の取替えなど、基準地震動に対する他の工事もなされると承知している」旨の答弁があった。

その後、本陳情の取扱いについて、継続審査と採決を求める意見がそれぞれ出され、起立採決の結果、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「九州電力が現在の設備は直ちに基準不適合との説明をしていない一方で、より高い耐震性を確保するための対策が必要と判断している。住民がなぜ前倒しできないのか、同様の設備について２号機を含めて十分な対応がとられているのかと問うことは当然である」という賛成討論が述べられ、採決の結果、起立少数により、不採択とすべきものと決定した。